

## 新型コロナウイルス感染症外国人患者受入環境整備事業実施要領

(趣旨)

**第1** この要領は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に基づいて定められた長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第74号、2保疾第214号。以下「要綱」という。）に定める補助金の交付対象となる事業のうち、標記事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2** この事業は、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする。

(事業実施主体)

**第3** この事業の実施主体は、県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であつて、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として厚生労働大臣が認める者とする。

(1) 「県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、平成31年3月26日医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知『「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

(2) 「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

ア 感染症指定医療機関

イ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、県の調整等に応じて入院患者等の受入れを行う意向がある医療機関

2 1(2)の①及び②の交付対象機関は、合計で、県で定める二次医療圏の数に1を加えた数を超えないものとする。

(補助対象経費)

**第4** この補助金の交付対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備するものとする。ただし、他の補助金の補助対象経費は除く。

【設置場所】

- ・医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所
- ・新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

※ 多言語の看板や電光掲示板等の整備として補助対象となる経費は、院内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレ

ット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピューター等の周辺設備やその設置に係る経費とする。

(補助上限額)

**第5** この補助金の交付額は、1医療機関あたり1,083,000円を上限とする。ただし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、県で1医療機関に限り429,000円を加算する。

(補助対象期間)

**第6** 補助対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

附 則 (令和2年10月26日2医第298号)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。